

## さあ法人化だ、ネットを通じて労働法を学ぼう！？

経済学部経営法学科助教授  
竹地 潔

### 1 はじめに

2004年4月1日から、国立大学の教職員は法人化に伴って非公務員化され、私企業の労働者と同じく、いわゆる「労働法」の適用を受けることとなります。

これまでは、国家公務員として、私企業の労働者とは異なって様々な制約を受ける代わりに、法律や人事院規則・勸告などを通じて身分や一定水準の勤務条件が保障されてきました。しかし今後は、私企業の労働者と同様に、処遇および労働条件は、労使間の集団的ないしは個人的交渉を通じて形成される「合意」(労働協約、就業規則、労働契約)によって決定されることとなります。このような変更に伴って、各人は好むと好まざるとにかかわらず、主体的に労働条件の決定に関与することを求められるようになります。それに際して、より積極的に関与するためには、新たなワーク・ルールである労働法について十分な知識を身につける必要があるでしょう。

本稿は、各人による労働法の学習に役立つよう、それに関する各種の情報を提供するHPを紹介するものであります。

### 2 労働法とは - 条文を調べる

労働法とは、個々の労働者と使用者との交渉力の格差のため、双方が対等な立場で労働条件を決定することが困難であるという事実を踏まえて、労働者団体に(広義の)団結権を付与し、労働条件についての使用者との対等な交渉を保障する一方、労働者の保護の観点から労働条件の最低基準を設定したり権利を付与したりする法分野をいいます。そして、労働法は、労働組合法を中心とした「労働団体法(集団的労働関係法)」、労働基準法を中心とした「労働保護法(個別的労働関係法)」、「雇用保障法(労働市場法)」という、三つのグループに分かれ

ます。

「労働団体法」は、憲法28条の(狭義の)団結権、団体交渉権および団体行動権の保障を具体化し、労働組合の結成・運営に始まり、団体交渉、争議行為、労働協約など集団的労働関係を規律する法規から構成されます。代表的なものとして、労働組合法や、労働関係調整法があります。「労働保護法」は、労働契約関係における労働者の保護を図ることを目的とする法規から成り、労働契約の締結、終了ないし解雇、賃金や労働時間などの最低基準を定める労働基準法を始めに、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業法、労働安全衛生法、労災保険法などがあります。「雇用保障法」は、求職者に就職の機会を提供したり、失業者に失業給付を支給したりするもので、職業安定法や雇用保険法などがあります。

上記の労働関連諸法規を調べて学びたい人にとって最適なHPとして、「労働基準関係法令へのリンク集」(労務安全情報センター) <[http://www.campus.ne.jp/~labor/houki/hourei\\_link.html](http://www.campus.ne.jp/~labor/houki/hourei_link.html)>があります。労働法は、法律ばかりではなく、その施行規則も重要な場合が多々あり、市販のいわゆる「コンパクト六法」に掲載されていないこともあり、このHPのリンクを通じて、施行規則も知ることができ、非常に便利です。

### 3 判例を学ぶ

ところで、上記の労働関連諸法規を調べて学べば、労働法上の全てのルールを知ることになるかといえば、そうではありません。とりわけ、配転、出向、解雇、労働条件の不利益変更等に関する諸ルールは、裁判官の生みだす法理に委ねられてきましたし、また上記の労働関連諸法規についても、裁判所によるその解釈を知らなければ、法規の意味するところを理解したといえないので、労働事件に関する裁判例や判例を

学ぶ必要もあります。

労働裁判例や判例を調べ学ぶのに有用な HP として、まず、労働保護法関連の事件を対象とする「労働基準関係判例検索」(全国労働基準関係団体連合会) <<http://www.zenkiren.or.jp/hanrei/index.html>> があります。当該 HP では、体系項目、キーワード、裁判所名、「いわゆる事件名」などから判例情報を検索することができ、事案の概要や判決理由などを知ることができます。次に、労働団体法関連の事件については、「労働委員会関係命令・裁判例データベース」(労働政策研究・研修機構) <<http://db.jil.go.jp/mhtop1.htm>> があります。この HP は、不当労働行為をめぐる事件についての労働委員会の命令や、労働委員会関係の判決などを収録し、その主文や要旨などの情報を提供しています。

これらはいずれも、判決全文ではなく、その要旨に関する情報を提供するとどまるので、十分な理解が得られないこともあります。このような場合には、各々のデータベースの検索で得られた出典情報、または掲載文献情報に基づき、図書館などで判決全文を入手し、精読してもらいたいです。なお、最高裁判決については、同裁判所の HP <<http://courtdomino2.courts.go.jp/roudou.nsf/ROUDOU>> で全文を閲覧できます。

#### 4 ハウ・ツー・ロウドウホウ

以上、「労働法」という森を構成する木、つまり、法規や裁判例・判例などの情報を提供する HP についてみてきました。話が前後しますが、以下では、労働法という森、つま全体像をわかりやすく解説する HP を紹介します。

まず、東京都産業労働局の「インターネットで学ぶ労働法」 <<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/internet/index.htm>> があります。就職するときに、働く人、雇う人のルール、労働時間と休日・休暇、改正育児・介護休業法、派遣労働、労働組合、安全衛生、労働・社会保険、退職・解雇のときに、働く人たちのための窓口、などについて初学者を対象に解説を行うとともに、労働組合の作り方や労働協約の締結の仕方などの情報も提供しており、非常に有益であります。

また、大阪市立大学法学部西谷敏教授の「労働法のはなし」 <<http://koho.osaka-cu.ac.jp/vuniv1998/nishitani/lectnish.html>> では、採用から退職に至るまでの諸問題について、労働法上の基本的な考え方が講義されています。

さらに、労働法上の主要な論点ごとに、裁判所の考え方などをわかりやすく解説し、実務上の指針を与えることを意図する HP もあります。たとえば、「労働問題 Q & A」(労働政策研究・研修機構) <<http://www.jil.go.jp/kikaku-qa/>> や、「個別労働関係紛争判例集」(同) <<http://docu.jil.go.jp/xmlhome.html>> があり、それらを通じて、実践的な知識が得られます。

#### 5 転換期の労働法

社会全般と同じく、労働法も転換期を迎えています。毎年、何らかの改正(悪?)が加えられ、その基本的なコンセプトさえも変更が迫られようとしています。したがって、労働法を学び、職業生活に生かそうとする者にとりましては、労働政策および労働立法に関する新たな動向をも見据えておく必要があります。

国の動向については、厚生労働省の HP <<http://www.mhlw.go.jp/>> を、経営者団体のそれについては、日本経済団体連合会の HP <<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>> などを、労働組合のそれについては、各団体の HP をみれば知ることができます。また、労働立法の動向については、労働者と労働組合の権利の擁護を目的とする日本労働弁護団の HP <<http://homepage1.nifty.com/rouben/>> をみれば知ることができ、かつ、そこでは法案の問題点が指摘されたり、それへの対案なども提起されたりしており、批判的検討のための視座を得ることもできます。

なお、労働関連情報の総合商社ともいえる、「労働関係専門店街」(労務安全情報センター) <<http://www.campus.ne.jp/~labor/portal.html>> では、新たな動向に関する情報を含め、各種の情報が提供されており、非常に有益です。

以上、労働法に関する基本的な情報および知識を取得できる HP を紹介してきました。何かのお役に立てば、幸いです。おしまい。